

南陽市企業立地奨励金

企業誘致の促進、立地企業の定着及び雇用の増大を図るため、次の要件に該当する事業者に、奨励金を交付します。

1 対象業種

日本標準産業分類による製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業

2 対象事業者

南陽市内に事業所を①「新設」又は②「増設」する事業者（個人事業者を含みます。）

①「新設」とは、

- ・市外の事業者が、市内に新たに事業所を設置すること。
- ・市内の事業者が、既設の事業所以外の場所（市内）に新たに事業所を設置すること。

②「増設」とは、

- ・市内の事業者が、市内の既設の事業所を拡張すること。

※①、②ともに空き事業所を取得する場合があります。

3 奨励金の種類、交付要件、交付額、交付期間

種類	交付要件	交付額	交付期間
固定資産税相当額奨励金	投下資本額(注)が、3,000万円以上であること	家屋及び土地に係る 固定資産税相当額 ※固定資産税の課税を免除された額を除く。	3年
用地取得奨励金	投下資本額(注)が、5,000万円以上であること	用地取得費 × <u>10%</u> （工業団地以外は8%） ※交付期間の各年度で分割して交付	5年
建物取得奨励金	投下資本額(注)が、5,000万円以上であること	建物取得費 × <u>5%</u> （5億円超部分は3%） ※交付期間の各年度で分割して交付	5年

→ **用地取得奨励金** 及び **建物取得奨励金** の合計額は、1億円が限度になります。

(注)
投下資本額

事業所の新設(増設)のために要する家屋及び土地(※)の取得価額をいいます。
※土地の取得日から1年以内に、当該土地を敷地とする家屋の建設の着手又は
空き事業所の取得があった場合に限ります。

【お問合せ先】

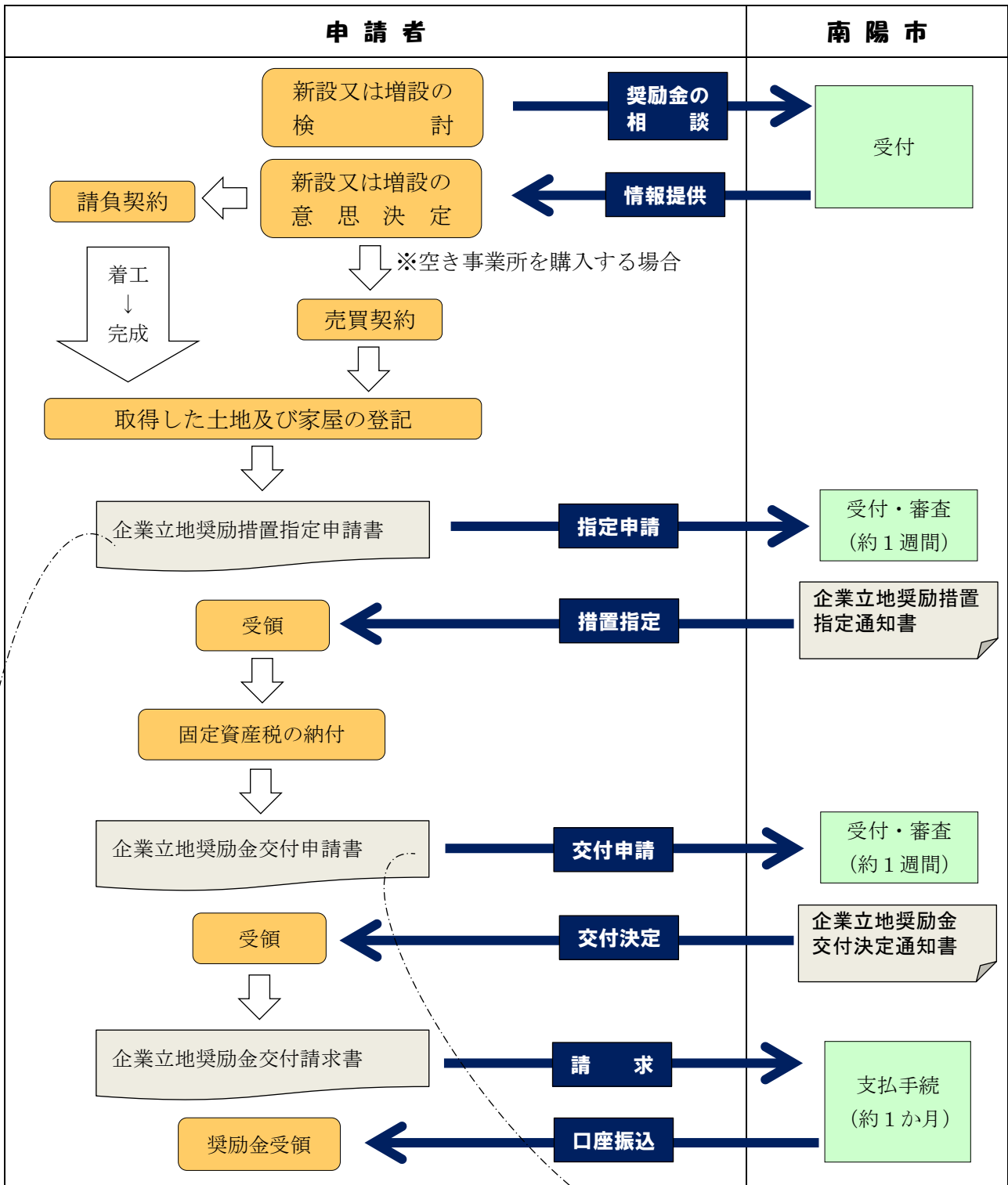
南陽市 商工観光課 商工労政係

電話：0238-40-3211（内線312）

FAX：0238-40-3422

E-mail：syokol@city.nanyo.yamagata.jp

＜申請から奨励金受領までの流れ＞



● 【指定申請のときの提出書類】

- ①企業立地奨励措置指定申請書
- ②会社法人登記事項（履歴・全部）証明書
※個人事業者は、住民票の写し
- ③土地及び家屋の登記事項（履歴・全部）証明書
- ④納税証明書
- ⑤税情報閲覧等同意書
- ⑥建築確認済証、検査済証の写し又はこれらに類する書類
- ⑦土地及び家屋の売買契約書、工事請負契約書及びこれらに係る領収書の写し
- ⑧事業所の位置図、配置図及び平面図

● 【交付申請のときの提出書類】

- 企業立地奨励金交付申請書
納税証明書